

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	27 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで

A市で国民年金に加入した。その後転居はしているがその都度手続をし、毎月銀行で国民健康保険料と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納めており、申立期間については、B市で保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、申立人については、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和46年4月以降に再度国民年金の加入手続が行われたのは52年7月ごろであり、この時に厚生年金保険被保険者資格喪失時の46年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日(同年4月1日)にはB市C区の印が押されていることが確認できるところ、同区は同市D区から50年\*月に分区されて新たに発足した(これに伴い申立人の申立期間当時の居住地はD区からC区となる。)ものであるので、同資格取得手続が行われた時期は同年\*月より後であると認められることから推認できる。

上記再加入手続時点を基準とすると、申立期間②については、過年度納付することは可能であり、申立人は申立期間②直前の昭和50年度の保険料を昭和53年4月に過年度納付するとともに、直後の52年4月以降の保険料はその後長期にわたり現年度納付していることが確認できることから、前後の期間を納付しながら、申立期間②のみ納付していないのは不自然である。

一方、申立期間①については、上記のとおり、国民年金被保険者資格をさかのぼって取得していることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできず、再度加入手続をした昭和52年7月ごろの時点では既に時効が成立しており、過年度納付することもできなかったと考えられる。

また、申立期間①当時、B市における国民年金保険料の納付は原則3か月ごとの印紙検認方式で行われており、保険料を毎月金融機関で納付したとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで

A市で国民年金に加入した。その後転居はしているがその都度夫が手続きをし、毎月銀行で国民健康保険料と併せて夫婦二人分の国民年金保険料も納めてくれており、申立期間については、B市で保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、申立人については、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失した昭和45年4月以降に再度国民年金の加入手続きが行われたのは52年7月ごろであり、この時に夫の厚生年金保険被保険者資格喪失時の46年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日(同年4月1日)にはB市C区の印が押されていることが確認できるところ、同区は同市D区から50年\*月に分区されて新たに発足した(これに伴い申立人の申立期間当時の居住地はD区からC区となる。)ものであるため、同資格取得手続きが行われた時期は同年\*月より後であると認められることから推認できる。

上記再加入手続き時点を基準とすると、申立期間②については、過年度納付することは可能であり、申立人は申立期間②直前の昭和50年度の保険料を昭和53年4月に過年度納付するとともに、直後の52年4月以降の保険料はその後長期にわたり現年度納付していることが確認できることから、前後の期間を納

付しながら、申立期間②のみ納付していないのは不自然である。

一方、申立期間①については、上記のとおり、国民年金被保険者資格をさかのぼって取得していることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできず、再度加入手続をした昭和52年7月ごろの時点では既に時効が成立しており、過年度納付することもできなかったと考えられる。

また、申立期間①当時、B市における国民年金保険料の納付は原則3か月ごとの印紙検認方式で行われており、保険料を毎月金融機関で夫が納付したとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、夫が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から47年6月まで  
② 昭和47年7月から同年9月まで

私は、A市B区に居住し始めた昭和45年4月ごろ、家に来ていた郵便局の集金人を通して国民年金の加入手続を行い、その際に集金人に20歳からこの時までの国民年金保険料をまとめて納付した。その後、保険料は、毎月郵便局の集金人に納付していた。申立期間②の保険料は、付加保険料が納付できることを知り、年金額が少しでも多くなるように付加保険料を定額保険料と一緒に郵便局の集金人に納付した。申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、かつ、13年余りにわたって付加保険料を納付するとともに、高齢任意加入も行い、同期間はすべて付加保険料を納付していることから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月19日にA市B区で払い出され、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、任意加入被保険者として同年6月8日に資格取得の届出がされ、同日に資格取得したこととされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、申立人の初めての国民年金加入手続は同日に行われたものとみられ、申立人の納付記録を見ると、この加入手続が行われた翌月の同年7月以降の国民年金加入期間はすべて納付済みとされ

ており、同市の国民年金被保険者名簿の保険料納付欄には同年6月が「納」とされていることから、申立人は、申立期間①のうち、加入手続を行った同年6月の定額保険料を納付したものとみられる。

一方、申立人は、昭和45年4月ごろ、郵便局の集金人を通して国民年金の加入手続を行い、その際に同集金人に、20歳からこの時までの国民年金保険料をまとめて納付し、その後は毎月、同集金人に保険料を納付していたところ、i) 郵便局の職員は加入手続及び保険料収納は取り扱っていないこと、ii) 申立人が加入手続を行ったと主張する同年4月ごろは、特例納付実施期間ではないことから、40年4月からの保険料をまとめて納付することはできない上、申立人は納付金額についての記憶も無いとしていること、iii) 申立期間当時、A市では、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式により、同市の集金人（国民年金推進員）が3か月ごとに保険料を徴収していたことから、申立人の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、前述のとおり、申立人は、任意加入被保険者として資格取得したのは昭和47年6月8日とされていることから、この資格取得日を基準とすると、申立期間①のうち、40年4月から47年5月までの期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、付加年金の加入手続時期についての記憶は無いが、申立期間②の昭和47年7月から定額保険料と付加保険料を併せて納付したとしているところ、A市の被保険者名簿を見ると、所得比例欄に「47.12.28」と記載されていることから、この時期に申立人の付加年金の加入手続が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②は納付期限を経過しており、付加保険料を納付することができなかったものと考えられる上、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿共に、申立期間②は、定額保険料のみが納付済みとされており、これら記録に齟齬は無く、当該期間の記録に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間①のうち、昭和47年6月を除く期間の定額保険料及び申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①のうち、同年6月を除く期間の定額保険料及び申立期間②の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、20歳で国民年金に加入し、国民年金加入期間は、すべて国民年金保険料を納付していた。かなり以前のことなので、どのように納付したのか記憶も定かではないが、申立期間のみ未納にすることは絶対にあり得ない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、かつ、申立期間の前後の期間は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間を除き60歳到達までの34年余りの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、複数年にわたり前納していること及び国民年金基金に加入していることなど、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの保険料は同年12月12日に、51年1月から同年3月までの保険料は、同年8月28日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間については、検認印が無いことから、過年度納付対象期間であったものと考えられ、前述のとおり、納付意識が高く、未納期間が生じることがないように努めていた申立人が、申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、月額2,000円ぐらいを夫と共に納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立期間前後の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期から昭和47年3月ごろとみられ、申立人は、この加入手続により現年度納付が可能であった同年4月から厚生年金保険被保険者資格の取得により国民年金被保険者資格を喪失する平成4年12月1日までの20年余りにわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き、保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間において納付していたとする保険料月額（2,000円ぐらい）は、申立期間の保険料を納付した場合の保険料月額（2,200円）と近似している。

加えて、申立人は、婚姻後、夫と一緒に保険料を納付していたとしており、その夫の納付記録を見ると、婚姻前の昭和42年\*月（20歳到達時）から申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の取得により国民年金被保険者資格を喪失する平成4年12月1日までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、申立人が主張するとおり、納付日が確認できる2年4月から4年11月までの保険料は申立人と同一日に納付されていることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然であり、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和45年7月から47年3月まで

昭和45年\*月ごろ、妻がA市B区役所で婚姻届出と併せて夫婦の国民年金加入手続を行った。加入後は自宅に来る集金人(国民年金推進員)に夫婦の国民年金保険料2か月か3か月分を納付していた。申立期間は、子供が生まれるということから、年金についても意識して納付していたため、未納は無いはずである。また、妻はいつも二人分の保険料を納付していたのに、昭和45年度については妻のみ納付済みとされている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、妻がA市の集金人(国民年金推進員)に2か月か3か月ごとに納付していたとしているところ、同市では、申立期間当時の保険料は3か月ごとに集金人(国民年金推進員)が徴収していたことから、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、加入後は妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月にA市B区において夫婦連番で払い出されており、資格取得日も夫婦共に45年\*月\*日とされていることから、申立人の主張どおり、夫婦は婚姻を契機に国民年金に加入したものとみられる。この夫婦の納付記録を見ると、国民年金加入期間において、同年1月から59年3月までは、申立期間②のうち、45年7月から46年3月までの期間を除き、納付済みとされている期間及び未納とされている期間についてはいずれも同一であることが確認で

きる。このため、申立期間②のうち、妻が納付済みとされている45年7月から46年3月までの期間については、妻が自身の分と一緒に申立人の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人の保険料と一緒に納付をしたとする妻も、前述のとおり、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和46年4月から47年3月までの保険料は未納とされている。

また、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳を見ると、備考欄に「47年5月15日 不在被保険者 49年7月29日 住所確認」と記載されていることが確認でき、公簿によると、夫婦は、昭和45年10月にA市B区内で転居したとされているが、申立人は、この転居において、国民年金の住所変更手続を行った記憶は無いとしている。このことから、夫婦の住所変更手続が行われなかったため、夫婦は同市において不在被保険者とされ、国民年金保険料の納付ができなかったものと推認され、同台帳に記載されている住所確認日（49年7月29日）を基準とすると、申立期間②のうち、46年4月から47年3月までの保険料は、申立人及びその妻共に時効により納付できなかったものとみられる。

さらに、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和46年4月から47年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 2411

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

国民年金に加入後、国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付し、未納期間が生じないようにすべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、昭和52年12月から60歳到達の前月の平成22年\*月までの国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、同様に申立人の保険料と一緒に納付したとする妻も昭和53年7月以降の国民年金加入期間において申立期間を除き保険料の未納は無い上、申立人及びその妻共に複数年にわたり保険料を前納するなど、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立人夫婦共に、申立期間当時、自営業も順調で生活状況にも特に変化は無かったとしていることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、納付意識の高い妻が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

国民年金に加入後、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付し、未納期間が生じないようにすべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である。

また、申立人は、昭和53年7月以降の国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、同様に申立人が自身の分と一緒に保険料を納付していたとする夫も、52年12月から60歳到達の前月の平成22年\*月までの国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人及びその夫共に複数年にわたり保険料を前納するなど、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立人夫婦共に、申立期間当時、自営業も順調で生活状況にも特に変化は無かったとしていることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、納付意識の高い申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 4 年 2 月まで

私は、平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで A 社に勤務していたが、ねんきん定期便を確認したところ、同社における標準報酬月額の記録について、実際に支給されていた給与額よりも低い額が記録されていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、平成 3 年 12 月 2 日付けで、申立人の A 社における資格取得日である同年 4 月 1 日までさかのぼって、11万 8,000円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（4 年 3 月 31 日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社の代表取締役及び同社の全喪日まで勤務していた複数の同僚についても、申立人と同様に平成 3 年 12 月 2 日付けで、同年 8 月 1 日、同年 10 月 1 日又は同年 4 月 1 日以降に資格取得している者は取得日までさかのぼって、標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された預金通帳の記録によると、申立期間における A 社からの給与振込額は、おおむね 17 万円であることから、申立期間当時の申立人の給与額が、当該<sup>てきぎゅう</sup>遡及訂正後の標準報酬月額（11万 8,000円）に見合う額まで減額された事情はうかがえない。

また、申立期間当時、A 社が社会保険料を滞納していたことを確認できる資

料等は見当たらないものの、申立期間において同社の被保険者であった複数の同僚及び申立人は、「当時のA社は、経営状態が悪く、資金繰りに苦労していた。社会保険料も滞納していると聞いた覚えがある。」旨証言している。

さらに、申立人と同じ平成3年12月2日付けで、同年8月から4年2月までの期間に係る標準報酬月額をさかのぼって11万円に引き下げられている同僚から提出された給与明細書によると、当該同僚は、3年8月から同年11月までは17万円、同年12月は20万円、4年1月及び同年2月は19万円の標準報酬月額に見合う保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成3年12月2日付けで行われた遡及<sup>そきゅう</sup>訂正処理は、事実<sup>そきゅう</sup>に即したものととは考え難く、申立人について、同年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間のうち、当該遡及<sup>そきゅう</sup>訂正に係る事務処理日（平成3年12月2日）以降の期間の標準報酬月額については、同年10月1日の定時決定において、11万8,000円と記録されている。

しかし、上記のとおり、申立人の当該期間における給与振込額は、当該事務処理日前と同じく、おおむね17万円で推移しているとともに、オンライン記録によると、いったん、平成3年9月5日付けで、資格取得時（同年4月1日）及び定時決定時（同年10月1日）の標準報酬月額を20万円とする変更届が行われていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額の記録についても、有効な記録訂正とは認められない同年12月2日付けの減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定における処理は、有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月2日から32年10月31日まで

私は、昭和30年4月1日に、A社に入社し、朝7時から夜7時まで、食事の時間以外は休みなく働いた。31年10月2日に、仕事が変わった。32年\*月\*日に、祖父が死亡した時に、同社の社長の母親が会社にいた私にそのことを取り次いでくれた。私は、その後も勤務し、同年10月30日に退職した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の当時の役員(当時の事業主の子息)が作成した在籍期間証明書によると、申立人の同社における勤務期間は、昭和30年4月1日から32年10月30日までと記載されているところ、当該役員は、「私は、昭和32年4月にA社に役員として入社した。その時、申立人は、既に在籍していた。この年の秋ごろに、申立人の家族に不幸があったことを覚えており、その時には、申立人はまだ在籍していた。申立人は、さらにその後2か月間ほど勤務し、10月30日に退職したことを覚えている。」と証言している。

また、戸籍謄本により、申立人の祖父は、昭和32年\*月\*日に死亡していることが確認できるとともに、申立人は、「祖父の死亡後も勤務し、その年の10月30日に会社を辞めた。この月の最後まで勤務しようと思っていたが、結果として1日前に辞めることになったので、日にちまで覚えている。翌月の11月になって、会社に保険証を返しに行った。」と具体的かつ詳細に退職時の経緯等を述べている。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる同

僚は、「申立人のことは覚えている。仕事が変わったと思うが、これは通常の配置換えであり、社員の身分に変更があった訳ではなく、このことで厚生年金保険の資格を喪失することはない。また、配置換え後の部署にいた者は、皆厚生年金保険に加入していたはずだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に昭和32年10月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年9月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は、申立期間当時の資料が保管されていないため不明であると回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から同年8月10日まで  
私は、昭和31年5月からA社に勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格取得日が昭和31年8月10日とされていることが分かったが、給料支払明細書によると、同年6月から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る昭和31年5月から同年8月（同年7月を除く。）までの給料支払明細書及び同僚の証言から判断して、申立人は、同年5月から継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書における支給総額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、

商業登記簿謄本によれば昭和 43 年 3 月 \* 日に解散し、54 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料等が得られない上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和26年2月1日から同年3月1日まで

私は、C社に昭和22年4月1日に入社し、グループ会社内での転勤はあったものの、退職するまで継続して勤務した。しかし、申立期間①の入社からの3か月と、申立期間②のA社B支店から同社D支店に異動時の1か月について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、C社から提出された社員経歴台帳及び申立人と同時期にA社B支店から異動した同僚の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和26年3月1日に同社B支店から同社D支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和26年1月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、C社から提出された社員経歴台帳により、申立人が当該期間において同社E支店に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿によると、C社E支店は、昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日以前の期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①においてC社E支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は51人であるが、このうち、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和22年6月1日）に20人、申立人が同社同支店の厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（同年7月1日）に31人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同年6月1日の資格取得者20人のうち、オンライン記録が確認できる13人は、全員前職での被保険者記録がある者であり、同年7月1日の取得者31人は、全員新規で厚生年金保険の記号番号を付された者であることが確認できることから、当時、同社同支店では、職歴を有する者と新規採用者を分けて、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 20 日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料を控除されているが、厚生年金保険の記録から漏れている。申立期間の標準賞与額の記録を賞与額に見合ったものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、5万円の賞与支給額に見合う標準賞与額に係る届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間①のうち、平成11年4月は47万円、同年9月は44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記事を平成11年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月1日から同年10月1日まで  
② 平成11年10月1日から同年11月1日まで

申立期間①に係るA社の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額が、年金記録の標準報酬月額よりも多く控除されているようなので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社には、平成11年4月1日に正社員として入社し、同年10月末まで勤務したが、年金記録を確認したところ最後の1か月が空白となっているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は、41万円と記録されている。

しかしながら、申立期間①のうち、平成11年4月及び同年9月については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる支給額に見合う標準報酬月額は、同年4月は47万円、同年9月は44万円であり、また、当該給料支

払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う当該期間の標準報酬月額、47万円であることが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年4月及び同年9月の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる支給額から、同年4月は47万円、同年9月は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は現在、会社閉鎖の途中でるところ、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成11年6月から同年8月までの期間については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額及び支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、また、当該期間のうち、同年5月については、所得税確定申告書により推認できる保険料控除額及び支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②については、申立人は、「A社を退職するに当たり、給与の締日である平成11年10月末日までの勤務とするよう同社に伝え、退職届も同年月末日付けで提出した。」と具体的に主張しているところ、申立人と同じ現場で勤務していた同僚は、「私の備忘録に、申立人が退職することを平成11年10月29日に聞いたとの記述がある。」と証言している。

また、申立人から提出された預金通帳により、平成11年10月分の給与が同年11月8日に入金されていることが確認できるところ、A社の顧問社会保険労務士は、「A社の給与は未締め、翌月8日支払いであった。」と回答している。

さらに、B市に照会したところ、申立人の国民健康保険の資格取得日は、平成11年11月1日であることが確認できる。

加えて、申立人から提出された所得税確定申告書控に記載された社会保険料控除額から、申立人が平成11年10月に係る厚生年金保険料を控除されていた

ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記訂正後の平成11年9月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は現在、会社閉鎖の途中でるところ、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案 4198 (事案 56 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月1日、資格喪失日に係る記録を56年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から56年2月14日まで

私は、申立期間にA社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして、年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年6月2日付けで、総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、間違いなく当時の給料から厚生年金保険料を控除されていたので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料が無いこと、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、申立人が同社の専務であったと主張する者に文書照会したが、回答が得られなかったこと、申立人が名前を挙げた同僚や上司についても厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年6月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、前回の調査では連絡が付かなかった当時の専務は、「A社の社員は、申立期間以前は、元請会社であったB社C支店において厚生年金保険

に加入していたが、同社から、「下請各社は、それぞれが厚生年金保険の適用事業所になるようにしてほしい。」と言われ、とりあえず、同社C支店での被保険者資格を全員喪失させた。しかし、事業主（父親）が、「すぐに適用事業所になるから」と言って、そのまま保険料を控除し続けた。その後、いつまでたってもA社として適用事業所の手続をとることもなく、会社は倒産してしまった。会社は、倒産するまで給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

また、同僚の妻は、「A社に勤務していた夫は、間違いなく給料から厚生年金保険料を引かれていた。一度、社会保険事務所（当時）へ相談に行ったところ、「会社が適用になっていないので、そんな給与明細書を持っていても、仕方がないですよ。」と言われた憶えがある。その明細書は処分してしまい、今は持っていない。」と証言している。

一方、オンライン記録によれば、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人は、同社の規模について「法人経営であり、事業主、事業主の息子で専務のD氏、同じく息子が一人、娘が一人、私及び同僚二人の計7人の正社員と季節労働者を合わせると全部で15人ほどであった。」と証言しており、上記元専務も同様の証言をしていることから、申立期間当時、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社C支店に係る昭和48年7月のオンライン記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年9月まで

平成5年8月にA社に入社し、12年6月に退職した。提出した給与明細書のとおり、申立期間の標準報酬月額は28万円ではなく、59万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成7年8月28日付けの事務処理において、28万円に月額変更処理されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管している個人別給与与台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において59万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬変更書によると、申立人の標準報酬月額は、変更前が53万円、変更後が59万円、変更の適用年月は、平成7年8月と記載されており、当該変更書の先頭のページには、管轄社会保険事務所における同年8月10日付けの受付印が確認できる。

さらに、A社が保管する平成8年算定基礎の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の従前の標準報酬月額が59万円と入力されていることから、同社は、上記の平成7年8月の月額変更書により、申立人の標準報酬月額を59万円として届け出たことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月3日から同年4月1日まで

入社から退社まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、同社本社から同社B支店に転勤となった際の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録台帳、C健康保険組合からの回答書及び雇用保険の記録から判断して、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年3月3日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年4月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年8月11日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月22日から同年3月1日まで  
② 昭和28年8月11日から同年11月1日まで

私は、昭和26年2月22日にA社に入社し、平成4年11月に退職するまで継続して勤務した。

ところが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白とされていることが分かった。

保険料控除が証明できる資料は無いが、A社に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録、A社から提出された職員カードの記録及び申立人が保管している辞令から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和28年8月11日に同社本店から同社B支店に異動、同年11月1日に同社同支店から同社本店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年7月及び同年11月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年8月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社が保管している職員カードの記録により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社から提出された資料によると、同社C支店における資格取得日が申立人と同じ昭和26年3月1日とされている同僚7人のうち2人は、採用時期が同年3月1日より前であることが確認できることから、同社同支店は、当時、一定期間内に採用していた者を3月1日にまとめて資格取得させていたことがうかがえる。

また、当該期間に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4202

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月30日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和20年4月1日から同年9月末日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同社での記録が無いため、調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月30日までの期間については、申立人が記憶している同僚のほか、申立期間にA社B支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚10人（いずれも同年4月1日に資格取得、このうち8人が同年9月30日に資格喪失。）は、「昭和19年に申立人と同じ学校から学徒動員でA社B支店に勤務し、20年4月に卒業した後も、継続して同社同支店で一緒に勤務していた。」と証言している。

また、A社B支店での仕事内容、通勤経路等の申立人の記憶は具体的である上、その内容は、申立期間に被保険者記録のある同僚の証言と一致していることから、申立人は、当該期間において同社同支店に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、A社の当時の総務、給与担当者の厚生年金保険に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格の取得及び保険料控除に係る記述から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿

は、昭和21年当時、在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認できることから、同年の被保険者名簿復元当時、既に退職していた者の被保険者名簿を復元することは困難な状況にあったものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記録漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に行ったと認められるのが相当であり、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年9月30日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月30日から同年10月1日までの期間については、申立人と同じ学校を卒業し、申立人と同様にA社B支店に同年4月1日から勤務したとする上記の同僚10人のうち、8人の資格喪失日が同年9月30日（ほかの2人も、同日に近似する同年9月20日及び同年12月11日に資格喪失している。）とされている上、当該同僚からも、申立人が同年9月末日以降も同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られず、ほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から44年6月1日まで  
② 昭和44年8月1日から50年4月1日まで

私は、A社及びB事業所に勤務しており、その厚生年金保険の被保険者期間が年金に加算されるものと思っていたが、その厚生年金保険の加入記録がねんきん特別便に記載されておらず、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、脱退手当金を支給済みとのことであった。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和50年4月の前後5年以内において、同事業所に2年以上の被保険者期間があり、脱退手当金の受給資格を有する女性（申立人を含む。）18人のうち、支給されているのは申立人一人のみであり、また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年も経過した52年3月29日に支給決定されたこととなっていることから、同事業所が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）を見ると、申立人の年金記録等は記載されているが「脱」表示の無い本来のもの判断される原票と、申立人の氏名、生年月日及び記号番号のみを記載した「脱」表示の有る原票の2枚が不自然なまま残っている。

加えて、両原票とも、被保険者氏名は、結婚によって名字を修正した記録が残っているものの、生年月日は、両方とも誤ったままの記載（正しくは、昭和

24年\*月\*日を、24年\*月\*日と記載。)となっており、申立期間の脱退手当金を申立人本人が請求したのであれば、自分の生年月日を請求書に誤って記載するとは考えられず、同請求書に基づいて脱退手当金の事務処理が行われたとすれば、原票の生年月日欄が修正されていないのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 25 日から 35 年 9 月 10 日まで  
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 3 月 20 日まで

私は、A社退職後、申立期間①及び②の脱退手当金を支給されたとの記録になっているが、申立期間当時、脱退手当金制度を知らず、脱退手当金の受給手続きもしていないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立期間①と申立期間②の間にあるB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、未請求となっている同社と申立期間①のC社及び申立期間②のA社は同一の記号番号であるにもかかわらず、脱退手当金が支給されていないB社の被保険者期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 449 円相違しているが、その原因は不明である。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社期間を含む被保険者期間が 2 年以上で申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 3 月 20 日の前後 1 年以内に資格喪失している女性 45 人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できたのは 10 人であり、そのうち連絡先が把握できた者の一人は、「退職時に、会社から脱退手当金の説明は無かった。退職後、自分で受給手続きをした。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月26日から30年4月24日まで  
② 昭和32年6月2日から同年10月30日まで  
③ 昭和33年9月4日から35年9月25日まで

私は、A社退職後、申立期間①、②及び③の脱退手当金を支給されたとの記録になっているが、申立期間当時、脱退手当金制度を知らず、脱退手当金の受給手続もしていないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立期間①と申立期間③の間にあるB社及びC社の被保険者期間、及び申立期間以前のD社、E社及びF社の被保険者期間については計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、未請求となっているC社の被保険者期間と申立期間②は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社での被保険者期間が2年以上で申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年9月の前後2年以内において被保険者資格を喪失した女性（申立人を含む。）151人のうち、脱退手当金が支給されているのは52人であり、申立人については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月も経過した36年7月27日に支給決定されたこととなっていることから、同社が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低い。

さらに、支給したと記録されている金額は、法定支給額と相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月15日から24年8月15日まで  
② 昭和27年3月1日から同年9月21日まで  
③ 昭和30年4月1日から32年4月30日まで  
④ 昭和32年11月10日から33年4月11日まで

脱退手当金という制度も知らず、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和34年10月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和34年2月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案4227

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月31日から15年1月1日まで

私は、平成10年10月22日から14年12月31日まで、正社員としてA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無い。給与明細書から保険料控除が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職届及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成14年12月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成14年12月31日と誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年9月までの期間、41年7月から42年6月までの期間及び同年12月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年9月まで  
② 昭和41年7月から42年6月まで  
③ 昭和42年12月から43年3月まで

私の国民年金は、母親が加入手続をしてくれていたもので、婚姻を契機に国民年金の氏名変更を私が行ったと思う。その後、何度か歩いて区役所の支所まで国民年金保険料を納付しに行った記憶があるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を区役所支所で納付した際、わら半紙の領収書を受け取ったのみであり、国民年金手帳はもらっていなかったとしているが、申立人が申立期間当時居住していたA市の保険料納付方法は、国民年金印紙を購入し国民年金手帳に貼付する印紙検認方式を採用していたことから、申立人が記憶している保険料の納付方法とは符合しない。

また、申立人は、申立期間については、いずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失後に国民年金被保険者資格取得を行ったとしているが、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和39年4月に厚生年金保険被保険者となったことにより国民年金被保険者資格を喪失した以降、同資格を再取得したのは43年4月とされていたとみられるとともに、オンライン記録によると、申立期間はいずれも平成10年3月ごろ、申立人の厚生年金保険被保険者期間（昭和39年4月から40年3月までの期間、同年10月から41年6月までの期間及び42年7月から同年11月までの期間）を考慮した上で国

民年金被保険者資格の追加及び訂正が行われたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から7年7月まで

私の国民年金の加入手続は亡くなった母親が行い、申立期間の国民年金保険料も母親が納付してくれていた。その当時、領収書を見たという程度で、納付状況については全く分からないが、自分で納付するようになってからは、未納があれば、必ず納付勧奨があった。申立期間の保険料については、一度も納付勧奨を受けたことが無かったので、未納は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況について確認することはできない。

また、オンライン記録を見ると、「付番年月日 平-9.8.18 付番契機 20歳到達 交付事務所A社会保険事務所 加入年金制度 国民年金」、「管轄事務所A社会保険事務所 資格取得年月日 平-2.\*.\* 取得事由 適用漏れ」と記録されており、基礎年金番号導入(平成9年1月)以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことから、基礎年金番号が付番された同年8月18日に、遡<sup>さかのぼ</sup>って申立人の20歳到達時の2年\*月\*日を国民年金被保険者資格取得日とされたものとみられる。このことは、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられ、同市の国民年金情報検索システムにおいても、申立期間において申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、この基礎年金番号が

付番された時期を基準とすると、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は申立期間当時学生であったが、平成元年2月か3月ごろに届いた国民年金任意加入の勧奨通知により、母親がA市役所で国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も母親が納付してくれた。妹は20歳から加入しており、母親から姉妹で将来の年金に差が出ないように配慮したとも聞いている。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続き時期、手続き後に交付される年金手帳の受領時期及び受領方法については覚えておらず、申立期間の保険料納付についても、いつからいつまでの分をいつ納付したか覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないほか、申立人が唯一所持する制度共通の年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記録は無いなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年3月までの期間及び57年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から56年3月まで  
② 昭和57年8月から同年12月まで

申立期間当時、A町又はB市C区に住んでいたと思うが記憶は定かではなく、国民年金保険料を納付したことを示す資料も無いが、保険料を納付していたかもしれないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続を行った場所、時期等の記憶は無く、申立期間の保険料納付についても、納付したことのみ覚えているとしており、納付時期、納付方法、納付金額等の記憶も無いことから、加入手続時の状況及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月1日にA町で払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。申立人の被保険者資格取得日は、同町が保管する国民年金被保険者カード及び申立人が所持する年金手帳共に同年9月1日とされているものの、オンライン記録を見ると、申立期間①(54年10月1日資格取得、56年4月21日資格喪失。)及び②(57年8月21日資格取得、58年1月25日資格喪失。)に係る資格得喪の記録が平成8年2月8日に追加されていることが確認できる。このことは、B市の国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②の資格取得日及び資格喪失日が、7年11月6日に追加された旨の記載がある上、同様に申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄にも申立期間①及び②の資格取得日及び資格喪失日が追

加され、同市のゴム印が押されていることとも符合する。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、時効後の昭和58年6月に納付されたため、還付されたと社会保険事務所（当時）で説明を受けたがA町が平成2年11月に作成した納付記録では納付済みとされている。私が国民年金に加入したのは、同町転入後の昭和56年7月か8月ごろであり、この時に申立期間の保険料を遡<sup>そきゅう</sup>及納付したはずで、この納付した保険料の還付も受けていない。私と一緒に国民年金加入手続及び保険料納付を行った元妻も、申立期間の保険料を加入時に遡<sup>そきゅう</sup>及納付しているはずである。申立期間が同町の記録では納付済みとされているにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人は、これらを行ったとする元妻と連絡が取れないとしていることから、元妻から事情を聴取することはできず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況について確認することができない。

また、申立人は、元妻と一緒に昭和56年7月か8月ごろに加入手続を行い、申立期間の保険料を遡<sup>そきゅう</sup>及納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年9月28日にA町で払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられるが、元妻の国民年金手帳記号番号は、53年2月20日にB市で払い出され、任意加入被保険者として資格取得日は同年3月15日とされていることから、元妻の加入手続は、この資格取得日に行われたものとみられる。このため、申立人と元妻との加入手続時期は異なる上、オンライン記録及びA町が保管する国民年金被保険者名簿によ

ると、元妻も申立期間は未納とされていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、A町から送付された「国民年金・あなたの記録(平成2年11月14日現在)」の国民年金保険料の納付記録には、申立期間は納付済みと記載されているとしているが、申立期間当時から使用、管理されている申立人の国民年金被保険者台帳及び昭和58年当時に作成された保険料還付整理簿によると、申立期間の国民年金保険料(6万5,040円)が納付期限外の同年6月21日に納付されたため、同年6月30日に、時効前の未納期間であった56年4月から同年8月までの保険料(2万2,500円)に充当され、残る4万2,540円は還付決定され、同年11月24日に支払われたことが記載されている。このことは、同町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容とも一致しており、これら記載内容に不自然な点は見受けられず、ほかに申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続以降の保険料は、元妻が自身の分と一緒に納付したとしているところ、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和56年9月前の同年4月から同年8月までの保険料は、前述のとおり、申立人については、納付期限外に納付した申立期間の保険料を58年6月30日に充当されており、元妻については、被保険者台帳及びA町が保管する国民年金被保険者名簿によると、同年1月22日に過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

このほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が昭和58年6月以前に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2418 (事案 1759 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで  
平成21年10月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、間違いなく集金人(国民年金推進員)に国民年金保険料を納付したので、申立期間当時の区役所支所における年金担当者を探し出した上、事実関係の調査を行い、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に対する申立てについては、申立人は、A市B区に居住していた申立期間当時に国民年金保険料を自宅に来た集金人(国民年金推進員)に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がC町に転居した後の昭和62年9月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄にも同年9月21日と記載されていることから、申立人の加入手続は同年9月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は国民年金に未加入であった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であったこと、A市では、保険料の集金人(国民年金推進員)制度は昭和53年度末をもって廃止されたとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいて、当初に申し立てたとおり、間違いなく集金人(国民年金推進員)に国民年金保険料を納付したと主張するのみで、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出もないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
ねんきん特別便を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 33 年 4 月 1 日、資格喪失日は 35 年 6 月 1 日とされていることが分かった。  
しかし、私は、昭和 35 年 9 月 30 日までA社に継続して勤務していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の人事関係等の記録は残っておらず、申立人の雇用形態、勤務状況、厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出について確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の名前を記憶していない旨証言している上、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶していない。

さらに、申立期間当時、A社に同一職種として勤務していた同僚は、「申立人なのかどうかは分からないが、申立期間当時、請負で仕事をしていた人がいた。」と証言しているところ、申立人は、「A社を退職した覚えは無いが、途中で、雇用形態が請負に変わったのかもしれない。小切手で給与をもらったことがある。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から37年4月1日まで  
② 昭和37年4月1日から38年3月1日まで  
③ 昭和38年3月1日から同年6月14日まで

私は、申立期間①においてはA社B支店で、申立期間②においては同社C支店で、いずれも製材関係の仕事をした。申立期間③においては同社D支店の工事現場で作業員として働いた。

しかし、いずれの期間も厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚の証言及び申立人から提出された同社同支店勤務時の表彰状から判断して、勤務時期は特定できないが、申立人が、同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、当時の人事及び社会保険関係の資料は保管していないとの回答であり、申立人に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社B支店は、昭和28年11月1日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、25年4月1日から28年11月1日までの期間については適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、複数の同僚は、「班長は、厚生年金保険に加入していたと思うが、その下の作業員は誰も加入していなかったと思う。」旨証言しているところ、申立人は、「私は、製材班の作業員として勤務していた。」と述べている。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に

申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

申立期間②及び③について、A社では、「申立人が勤務していたとするA社C支店及び同社D支店は、いずれも同社E支店の管轄であり、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となっていた。しかし、関係資料が無く、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社E支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の名前を記憶していない上、申立人が同社C支店で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は姓のみのため、同人を特定することができない。

さらに、A社E支店の複数の同僚は、「厚生年金保険に加入できたのは、班長までであり、その下の作業員は被保険者資格を取得できなかった。」「現場で採用された作業員は、厚生年金保険に加入できなかった。」と証言しているところ、申立人は、「A社C支店では製材班の作業員として、同社D支店では、土木班の作業員として勤務した。私は、現場の支店で採用された。」と述べている。

加えて、A社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から26年12月31日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務して一般家庭及び工場の工事の仕事に従事していた。その後、同社と一緒に勤務していた同僚が設立したB社に移った。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社と一緒に勤務し、その後、B社を設立したと記憶している同僚について、当該同僚の子が「B社の創業者である父は、既に死亡しているが、自分で創業する以前、A社で仕事をしていたと聞いている。」と証言している上、申立人がA社での勤務内容を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、前述の同僚の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月ごろから 34 年 12 月ごろまで

私は、A社B支店で配送関係の仕事をしていた。給与から毎月厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に勤務していた時に撮影されたとする写真、申立人の業務内容に関する申立内容等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社同支店に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、申立人がA社B支店に入社した時に既に勤務していたと記憶している同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立期間において21歳で同社同支店の厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が、「私は19歳から勤務している。最初は臨時雇いだった。」と証言していることから、当時、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、A社では、「当時の給与台帳等の関係書類、健康保険組合の加入履歴等は保管していない。申立人が勤務していたかどうかも分からない。」と回答していることから、申立人の当時の保険料控除の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 6 月 1 日から 27 年 5 月 31 日ごろまで  
② 昭和 27 年 6 月 1 日から 30 年 6 月 12 日ごろまで

申立期間①については、A事業所B支店の支店長として勤務していた。同事業所本店で勤務の者に厚生年金保険の加入記録があるのに、同事業所の支店で勤務していた者に厚生年金保険の加入記録が無いとは考えにくい。

申立期間②については、新聞で募集を知り、C事業所で勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所から提出された人事記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 7 月 31 日までの期間において同事業所B支店で勤務していたことが認められる。

しかし、前述の人事記録によれば、申立人は、昭和 25 年 4 月 30 日付けでA事業所から同事業所B支店長を命ぜられたが、同年 5 月 31 日付けで同事業所同支店が地元のD市に移管されたことにより、申立人の勤怠管理及び俸給支給についても同日付けで同事業所から同市に移管されていることが確認できる。

また、A事業所B支店は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、申立人の下で働いていた複数の従業員も、申立人と同様に、A事業所B支店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、申立人から提出された辞令及びE市から提出されたC事業所職員名簿等から、申立人が当該期間において同事業所で勤務していたこ

とが認められる。

しかし、C事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人の前任及び後任の者についても、オンライン記録において、申立人と同様に、C事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月ごろから22年5月1日まで  
② 昭和22年6月30日から同年8月ごろまで

私は、昭和21年5月ごろから22年8月ごろまでA事業所に勤務し、配給物資の割当業務に従事していたが、同事業所での年金記録が1か月しかない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所入所時の所在地、その後の移転時期（昭和21年11月ごろ）及び移転先などを具体的に記憶していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、同事業所の移転時期を含む期間において同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票の整理番号は、昭和22年5月1日に払い出されており、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者記録が確認できる申立人を含む18人の資格取得日は、いずれも申立人の整理番号の払出日と同日であることが確認できる。

また、A事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できるものの、適用事業所となった日の記録については確認できないことから、申立期間①において適用事業所ではなかった可能性が考えられる。

さらに、A事業所の関係団体が発行した50年史によると、同事業所の発足日は、昭和21年5月\*日とされているが、前述の同僚18人のうち1人は、「A事業所に最初から勤務しているが、同事業所は一時期、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、A事業所の退職から間を置かずB社に入社したとする記憶により、A事業所を退職した時期を、B社で厚生年金保険の被

保険者資格を取得した昭和22年9月1日の直前の同年8月ごろであると主張している。

しかし、申立人と同日にB社の厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚が、「資格取得日より、半年前に入社している。」などと証言しており、同社では、入社後直ちには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえることから、申立人がA事業所を退職した時期が、必ずしも昭和22年9月1日の直前であると判断できる事情は無く、申立期間②において既にB社に入社していた可能性もうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から6年4月まで  
② 平成9年8月から同年10月まで

申立期間①及び②については、A社に勤務し、標準報酬月額が50万円であった。事務所所在地の移転により社会保険事務所（当時）の管轄が変わってから当該期間の標準報酬月額の記録がおかしくなったと思う。当時の書類は保存していないが、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額について、申立人が記憶している当時の標準報酬月額と比べて低額であると主張している。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人は、「A社の事業主は父であるが、登記上のみで事業には携わっていない。実質は、専従役員の自分一人で事務員も置かず、仕事をしていた。当時の関係書類は、平成12年9月のB集中豪雨に罹災し、事業所としても、私個人としても保管していない。」と述べており、申立人の申立期間①及び②の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る記載内容に不備は無く、さかのぼって訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者は、申立人一人のみであることから、同僚から証言を得ることもできない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4214

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月15日から20年8月15日まで

私は、昭和20年8月15日までA社B支店で勤務していたが、厚生年金保険の記録では19年6月1日から同年8月15日までの2か月しか認められていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B支店で継続して勤務していたと主張しているが、同社は、申立人の人事記録、賃金台帳等は保管しておらず、唯一残っている当時の従業員名簿の一部にも申立人の記録が残されていないため、当時のことは不明であると回答しており、申立人の同社同支店における申立期間の勤務実態について確認できない。

また、申立人がA社B支店を退職するまで一緒に勤務していたことを覚えている同僚は、厚生年金保険被保険者台帳によれば、同支店の厚生年金保険の被保険者資格を昭和19年8月2日に喪失している。

さらに、申立人は、「A社B支店は戦災にあったが、被害は少なく、同支店を退職するまで自宅から通勤していた。」と主張しているが、A社五十年史によれば、同社B支店は昭和20年3月\*日の大空襲により同支店建物の大半を焼失し、同年5月には同支店を遠方のC県に疎開させたとされている上、当時、同支店の厚生年金保険被保険者記録のある同僚も、「終戦の前には、A社B支店は空襲を受けて機能しなくなっており、支店が疎開したので、自分も疎開先で勤務し、終戦時は疎開先にいた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月ごろから同年9月1日まで  
② 昭和38年12月12日から39年4月ごろまで

私は、昭和38年7月にA社に入社し、39年4月まで勤務したはずであるが、途中の3か月しか厚生年金保険の加入記録が無い。職業安定所の紹介を受け、前職を辞めてすぐに同社に入社し、継続して勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に入社するまでの経緯を具体的に記憶していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の現事業主が、「当時は、先代事業主の時代であるが、働き始めた従業員全員をすぐには厚生年金保険に入れず、試用期間を設け、働きぶりを見て入れていたと思う。」と証言している上、申立期間①に同社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「私は、被保険者記録のある3か月ほど前から勤務していた。」と証言していることから、同社では、当時、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得することはなかった状況がうかがえる。

申立期間②については、申立人は、昭和39年4月ごろまでA社に勤務していたとしているが、オンライン記録によると、申立人は、同社の後に勤務したB社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を同年5月1日に取得しており、同社同支店が加入する業界団体のD協会が、「当時、募集人となるには、研修を受けてから試験に合格すると採用され、その後、3か月の試用期間を経てから正社員になっていた。厚生年金保険等、社会保険の加入は正社員になっ

てからであった。」と証言していることから、申立人が同社同支店に入社した時期は、少なくとも同年2月以前であり、A社の退職時期は、それより前であったものと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②及びその後の期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月ごろから 22 年 9 月ごろまで

私は、戦後 1 か月ほどたって、A社B支店の食堂で責任者をしていた兄の紹介により、当時、従業員を募集していた同社に入社した。同社の寮に入り勤務していたが、大きな台風が来た昭和 22 年 9 月ごろに同社を退職した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店での仕事内容、入社した理由等について具体的に記憶している上、申立人を同社同支店に紹介したとされる申立人の兄に同社同支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社同支店で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が記憶している同僚のうち一人及び同じ寮に入っていたとする同僚の中には、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同社では従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

また、申立期間に勤務していたと考えられる複数の同僚は、いずれも申立人とは別の部署に勤務していたため申立人の記憶は無いと回答しており、A社は、申立期間当時の人事記録及び給与関係の書類は保存していないことから、申立人の同社同支店における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月ごろから同年11月ごろまで  
② 昭和32年12月ごろから33年4月ごろまで  
③ 昭和33年4月ごろから同年10月ごろまで  
④ 昭和33年10月ごろから34年9月ごろまで  
⑤ 昭和34年9月ごろから同年11月ごろまで  
⑥ 昭和40年5月ごろから同年8月ごろまで

私は、申立期間①において、A社の公共工事に従事していた。また、申立期間②から⑤までにおいて、B社の各地の現場で勤務していた。さらに、申立期間⑥において、C社で勤務していた。

いずれの期間においても、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いが、A社及びB社は大企業であり、厚生年金保険に加入していないとは考えられず、C社についても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「D県においてA社に採用され、同県内の公共工事に従事した。」と申し立てており、その具体的な採用及び仕事内容の記憶、並びにA社の工事関係の記録から、期間は特定できないが、申立人が当該公共工事現場で勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、申立期間当時の被保険者資格取得の取扱いについて、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料が保管されていないが、本社採用の正社員については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたが、現地で採用した作業員については、取得させていなかったと回答している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格のある同僚に照会したところ、申立人が勤務していたとする当該公共工事に従事していたと

する者が複数いたが、いずれも本社で採用されたと証言している上、申立人について記憶している者はいなかった。

さらに、申立期間①当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②から⑤までについて、申立人の工事現場に係る具体的な記憶及びB社の工事関係の記録から、申立人は、当該期間のうち②から④までは、期間は特定できないが、同社の工事現場で勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、B社は、当時の厚生年金保険関係の資料は保管されていないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除、資格取得等に関する届出については不明と回答している。

また、申立人が名前を記憶する同僚を含め、申立期間当時、B社において厚生年金保険被保険者資格のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人が勤務していたと主張する申立期間⑤に係る事業所については、昭和36年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、申立期間②から⑤までにおいて、申立人が勤務したとする各現場を管轄したと考えられるB社の事業所及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間⑥について、当時C社に勤務していた同僚の一人が申立人の名前を記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、C社は、申立期間⑥当時の厚生年金保険関係の資料が保管されていないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除、資格取得等に関する届出については不明と回答している。

また、申立期間当時、C社において厚生年金保険被保険者資格のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできなかった。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて厚生年金保険料を控除された記憶が無いとしている上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、期間工として、昭和 26 年 3 月から 27 年 2 月末まで、いところと一緒に約 1 年間、A 社に勤務していた。いところは、入社日、退職日共に私と同日であるにもかかわらず、26 年 3 月 1 日から厚生年金保険被保険者記録があり、私は同年 6 月 1 日からとなっている。納得がいかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る「職工台帳」に記載された入職、退職の日付から、申立人は、昭和 26 年 3 月 19 日から 27 年 2 月 28 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ日（昭和 26 年 6 月 1 日）に被保険者資格を取得している 52 人の同僚のうち、同社から「職工台帳」が提出された 16 人の入職日は、全員、同年 3 月中の日付であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社後直ちに厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いでなかったことがうかがえる。

また、申立人の B 健康保険組合の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

なお、申立人が同じ日に入社したとしているいとこの厚生年金保険被保険者資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から昭和 26 年 3 月 1 日であることが確認できるものの、同人の「職工台帳」は見当たらないことから、入社日を特定することができない。

さらに、A 社は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る関連資料を保管していない。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から46年10月まで  
② 昭和47年2月から48年9月まで

私は、申立期間①はA事業所、申立期間②はB社で勤務しており、当時の給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるが、年金記録が抜けているようなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所からの回答及び当時の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、申立期間当時、個人事業所として飲食業を営んでいたと証言しているところ、当時、当該業種は、厚生年金保険法における強制適用事業所ではないことが認められ、オンライン記録において、同事業所が厚生年金保険法の任意包括適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人が記憶する申立期間当時の同僚は、「A事業所は、厚生年金保険制度には加入しておらず、給料から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」と証言している。

申立期間②について、雇用保険の記録から判断すると、申立人がB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「当社は、昭和30年3月の厚生年金保険の新規適用時から現在までの被保険者の氏名が記載されている厚生年金保険加入者の一覧表を保管しているが、当該一覧表に申立人の氏名は記載されていないので、申立人は、当社において厚生年金保険被保険者ではなかったのではないか。」と証言している。

また、申立期間②当時の総務担当者は、「当時は、B社内の事業所間異動が

多い上、短期間で退職する者が多かったので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。また、本人からの希望があった場合のみ加入手続をしていた。」と証言している。

さらに、B社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②に被保険者資格を取得した者の中に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4220

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から46年3月1日まで

私は、申立期間においてA社で勤務しているため、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業を承継するB社（申立人が代表取締役）に申立期間当時の厚生年金保険に係る関連資料が無く、A社において厚生年金保険に係る届出等の事務を行っていたとされる事業主も既に死亡していることから、同社における当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社は、所在地を異にする同一事業所（個人事業）が昭和43年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを受けて、同日に適用事業所とされたものであるが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、昭和46年3月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した3人（申立人を含む。）の厚生年金保険被保険者記号番号は、連番で払い出されている。

加えて、申立人は、申立期間において自らが厚生年金保険の被保険者であったとする記憶が無い上、申立期間において国民健康保険に加入していた可能性がある旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4221

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月から19年1月まで

申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額と異なっている。提出した給与明細書を参考にして、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否の判断を行うこととなるところ、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4222 (事案 1840 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から12年6月21日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、結果に納得できないので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められるものの、同社から提出された平成4年1月から9年3月までの賃金台帳(支給控除一覧表)により、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できること、事業主が、「申立人に係る厚生年金保険の資格取得手続は行わず、厚生年金保険料も控除しなかった。」と証言していること、申立人が申立期間を含む昭和62年6月21日以降、継続して国民健康保険の被保険者であったことが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに国民健康保険料未納保険料残額明細書を提出して、「前回の結果に納得できないので、再度調査してほしい。」と申し立てている。

しかし、申立人から提出された国民健康保険料未納保険料残額明細書は、申立人に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す証拠資料と

なり得るものではないため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4223 (事案 2222 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 17 日から 40 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 1 月 17 日から 43 年 1 月 26 日まで A 社に勤務していたが、申立期間について被保険者記録が無いので、当該期間について、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 1 月 27 日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、新たな資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚が、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていない。被保険者資格を取得したのは1年半以上たってからである。」と証言していること、A社は昭和54年2月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できないこと、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格の取得日は40年7月1日とされており、オンライン記録と一致していること、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、回答内容に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、当初の申立てに係る調査の際、連絡が取れなかった当時の事業主は、

既に亡くなっていることが判明し、申立期間当時の事務担当者とも連絡が取れない上、申立期間当時の同僚で、申立人と同様に、勤務期間と被保険者期間が一致していない複数の同僚は、「なぜ、被保険者期間が欠落しているのか分からない。」と証言するのみであることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から同年5月5日まで

私は、A社を途中で退職した記憶が無いにもかかわらず、入社後1年も過ぎない時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることとされている。同僚に確認したが当時の事を覚えておらず、仮に退職の扱いをするのであれば会社から話があったはずであるが、そういった記憶は無いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて継続してA社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同社において昭和24年4月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年2月1日にいったん資格を喪失した後、同年5月5日に同社において再度資格を取得していることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和25年2月1日に資格喪失した者は84人おり、このうち29人は、申立人の再取得日（同年5月5日）の前後に、同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚の証言により、申立期間において同社は、不況のため従業員を一時帰休又は解雇せざるを得ない状況であったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、一時帰休のために自宅待機していたとする複数の同僚からは、当該自宅待機中の期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言が得られない。

加えて、A社の当時の事業主は、既に死亡しており、当時の事業主の子である後任の事業主は、「私は、申立期間には、まだ当社に勤務しておらず、また、

当時の工場長及び人事部長は、既に亡くなっているため、詳細は分からない。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4225

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和58年1月から勤務し、結婚退職する61年10月31日まで在籍していたが、年金記録を確認したところ、申立期間については記録が無いことが分かった。

私は、確かに昭和61年10月31日までA社に勤務しており、また、退職後に支払われた給与から保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管している人事記録カードによると、申立人の同社における退職日は、昭和61年10月30日であることが確認できる。

また、A社の当時の事務担当者は、「厚生年金保険の被保険者資格を月末喪失した者については、退職月の翌月分の給与から退職月分の社会保険料を控除しなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社の現在の事務担当者は、「最近でも、申立人と同様に、月末に資格喪失させる者がいるが、当該者については、給与から退職月分の社会保険料を控除していない。」としており、同社が保管している複数の当該者に係る人事記録カード、退職願及び給与明細書によると、当該証言どおり、退職月分の保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月ごろから同年12月ごろまで  
② 昭和31年1月ごろから同年3月ごろまで  
③ 昭和31年4月ごろから同年7月中旬ごろまで

私は、A社を退職後、B社、C社及びD社に続けて勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間にこれらの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社における同僚の証言から判断して、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、昭和30年4月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和29年12月ごろに入社した。」としていることから、B社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社は、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていないとしている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、B社の昭和28年7月1日から31年11月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、当該期間にC社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人に聴取したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできない上、当該4人のうち1人は、「私は、入社後3か月ほどしてから、健康保険証をもらった。」としていることから、同社では、入

社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、申立人と同時期にB社からC社に移ったとする複数の同僚は、同社に係る被保険者記録が確認できない上、「C社では、社会保険に入れてもらえなかった。」と証言している。

さらに、C社は、当該期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていないとしている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、C社の昭和30年8月5日から31年6月20日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人が記憶している同僚3人は、当該期間にD社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、当該期間にD社における厚生年金保険被保険者記録を確認できる二人に聴取したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできない上、当該二人のうち一人は、「希望者のみ、社会保険に入れていた。」と証言している。

さらに、D社は、昭和43年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、D社の昭和29年1月15日から31年9月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間についてA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がB社と一緒に勤務した後、同時期にA社に入社したと記憶している同僚は、申立人を記憶しているとともに、当該同僚が記憶している同社の業務内容、所在地などは申立人の説明と一致していることから、具体的な期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該同僚にもA社の厚生年金保険被保険者記録が無い上、当該同僚は、「A社において被保険者資格を取得したかどうかの記憶も無い。」としている。

また、当該同僚のほかに申立人が記憶している同職種の複数の同僚も、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、既に解散しており、申立人の申立期間当時の人事記録などの関連資料は残っていない上、当時の事業主も、既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社の昭和31年2月から同年10月までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4229（事案1753の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から平成7年12月1日まで

私は、A社における標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与に比べ低いことに納得できなかつたので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

しかし、その後、私が主張する給与額が確認できる給与辞令及び賞与辞令を見付けたので、再度審議の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が保管する賃金台帳に記録されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、厚生年金基金加入台帳に記録されている標準給与月額、企業年金連合会に記録されている標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることのほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無いなどの理由から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、平成6年4月1日付けの給与辞令並びに元年年末分及び2年夏季分の賞与辞令を提出するとともに、給与辞令により、オンライン記録の標準報酬月額より高い給与額が支給されていたと主張している。

しかし、当該給与辞令からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料が給与から控除されていたことは確認できない。

また、A社は、給与辞令について「給与の支払予定額であり、実際の給与支給額は出勤状況により変動する。」と回答しているところ、上記のとおり、同社が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月から30年10月1日まで

私は、昭和27年12月からA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、30年10月1日に資格取得しており、申立期間については被保険者記録が無く、空白とされていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚を含む複数の同僚に聴取したところ、申立人と同日の昭和30年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が、「申立人は、自分よりも先にA社に入社していた。」と証言していることから、申立人が同年10月1日より前から同社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の入社時期を特定できる証言が得られない。

また、A社は、既に解散しており、当時の事業主及び事務手続の担当者も、既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社が申立期間当時に加入していたB健康保険組合は、既に解散しており、申立期間当時の資料を得ることはできない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和30年10月1日であることが確認できる上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控

除に係る記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 4 日まで

私は、申立期間当時、脱退手当金制度を承知しておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給記録に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を資格喪失日から約2か月後の昭和36年9月1日に厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 12 日から 38 年 3 月 1 日まで  
ねんきん特別便を見て脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金を受け取っていないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、連絡先が判明した複数の同僚は、「会社が手続をして、退職金等と併せて受け取った。」と証言している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 12 月 18 日から 45 年 9 月 26 日まで  
② 昭和 46 年 1 月 21 日から同年 6 月 26 日まで

私は、昭和 46 年 6 月に A 社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。最初に勤務した B 社では、退職後に確かに脱退手当金を受給した覚えがあるが、A 社及び C 社での勤務期間は短かったので、脱退手当金を請求することは無かったはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 6 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 40 人のうち、脱退手当金の支給要件を満たす 26 人の支給記録を確認したところ、16 人に支給記録が確認できる。また、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は、退職時に事業所から脱退手当金制度の説明を受けたとし、中には、事業所が請求手続を行ってくれたと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

なお、年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書の裏面には、A 社、C 社及び B 社の名称と所在地が記載されていることから、申立人の A 社における資格喪失後に同社、C 社及び B 社に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人に支給された脱退手当金は、A 社、C 社及び B 社に係る支給額に基づき計算されており、その金額に誤りは無く、A 社の厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 9 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取してもA社及びC社については受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4234

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から35年10月21日まで

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。